

現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

住民税非課税世帯

区分：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

●交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。かかった医療費は、長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

まずは警察に連絡しましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

必ず住民課保険医療係に届出が必要です

保険証、加入者（被保険者）の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	和寒町役場 住民課保険医療係	電話32-2422（内線112）

地方税法の一部改正にともない町税条例の一部が改正されました

個人町・道民税における「住宅ローン控除」を新たに創設されました。

平成21年から平成25年までに新たに住宅を取得した方で所得税において控除しきれなかった「住宅借入金等特別控除額」がある場合には、平成22年度から平成35年度までの各年度の町・道民税額（所得割）からそれぞれ、97,500円を限度として控除されます。

住宅を取得した年の翌年の確定申告だけは必要ですが、それ以降の申告は不要となります。

また、平成11年から平成18年までに住宅を取得された方には、町・道民税用の「住宅特別税額控除申告書」を毎年提出していただいておりますが、平成22年からは不要となります。

上場株式等の配当及び譲渡益に対する個人町道民税の課税特例措置が延長されます。

- ・延長期間
平成21年1月1日から平成23年12月31日（平成24年度の町道民税まで）
- ・軽減税率
10%（所得税7%、町道民税3%）

土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されました。

平成21年、22年の2年間に取得した土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その譲渡所得の金額から1,000万円が控除されます。

お問い合わせ先：住民課税務係（TEL32-2422）

工事着工の状況

場所	工事名	施行内容	金額	完成期限	施行業者
三笠	平成21年度地方特定道路 若草南1丁目通り路面改修工事	工事延長L=150.85m (新大通り～若草中通り)	25,462,500	9月30日	(株)近藤組
北町	和寒小学校外構工事(2工区)	外構工事一式	5,439,000	10月30日	(株)近藤組
三笠	平成21年度あかしゃ団地公住 解体他一連工事(45年西棟)	1棟4戸(セラミックブロック)156.4㎡ オープンスペース造成590㎡ 他	4,788,000	9月4日	(株)コンドー興産
三笠	平成21年度あかしゃ団地公住 解体他一連工事(43年西棟)	1棟4戸(セラミックブロック)156㎡ オープンスペース造成590㎡ 他	4,494,000	9月4日	共栄建設(株)